◇災害配慮基準を改正します!

令和5年4月1日 施行

兵庫県所管区域^{※1}では、「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮(災害配慮基準)」について、以下のとおり改正します。

※1 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、 三田市については、各市役所にお問い合わせください。

く災害配慮基準>

認定申請対象の住宅が以下の区域内にある場合は、認定を行うことができません。

【改正前(令和5年3月31日まで)】

・地すべり防止区域

(地すべり等防止法第3条第1項)

· 急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律第3条第1項)

· 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律第9条第1項)

· 災害危険区域※2

(建築基準法第39条第1項)

※2 ただし、災害危険区域に関する条例第 7条の許可を受けた場合を除く

〔改正理由〕

地すべりや急傾斜地の崩壊の危 険性について、土砂災害特別警戒 区域の指定の有無により判断する こととしたため



【改正後(令和5年4月1日以降)】

- · 土砂災害特別警戒区域
- 災害危険区域※2

問合せ窓口 担当区域	土砂災害特別警戒区域に関する 問合せ窓口		長期優良住宅認定等申請 及び 災害危険区域に関する問合せ窓口	
猪名川町	宝塚土木事務所 管理第2課	0797-83-3183	宝塚土木事務所 まちづくり建築課	0797-61-4016
稲美町・播磨町	指定区域なし		加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9402
西脇市・三木市・小野市 加西市・加東市・多可町	加東土木事務所管理課	0795-42-9389	加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406
市川町・福崎町・神河町	姫路土木事務所管理第2課	079-281-9460	姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9313
相生市・赤穂市・上郡町 佐用町	光都土木事務所管理課	0791-58-2235		
宍粟市・たつの市・太子町	龍野土木事務所管理課	0791-63-5207	よりラくり建業第2铢	
豊岡市	豊岡土木事務所管理課	0796-26-3742	豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	0796-26-3756
香美町・新温泉町	新温泉土木事務所管理課	0796-82-5681		
養父市・朝来市	養父土木事務所管理課	079-662-2173		
丹波篠山市・丹波市	丹波土木事務所管理課	0795-73-3835	丹波土木事務所 まちづくり建築課	0795-73-3860
洲本市・南あわじ市 淡路市	洲本土木事務所 管理第2課	0799-26-3229	洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3213

関連ホームページはこちらのQRコードから確認できます。



兵庫県IP 長期優良住宅



土木事務所管理課一覧



兵庫県CGハザードマップ (土砂災害特別警戒区域)



災害危険区域について